

指定居宅サービス事業者の指定一部効力の停止について

平成 28 年 8 月 26 日（金）

高齢介護室 介護事業者課居宅グループ 電 話 06-6941-0351（内線 4486、4488） F A X 06-6910-7090 ダイヤルイン 06-6944-7099
--

大阪府は、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者の指定の一部効力を停止しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社エス・エッチ・エー
- (2) 代表者 代表取締役 土居ユキエ
- (3) 所在地 大阪府羽曳野市西浦二丁目 1706 番地の 1

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 グランパ羽曳野
(指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護事業)
- (2) 申請所在地 大阪府羽曳野市西浦二丁目 1706 番地の 1
- (3) 指定年月日 平成 17 年 10 月 1 日

3 指定の一部効力停止の内容及び期間

介護報酬請求の上限 8 割（報酬請求 2 割減額）
平成 28 年 9 月 1 日から 6 か月間

4 指定の一部効力停止の理由

【指定特定施設入居者生活介護】

- (1) 他法令違反及び不正行為（介護保険法第 77 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に該当）
 - ・指定特定施設入居者生活介護の利用者 2 名に対して大阪府の登録を受けないまま無資格者が経鼻経管栄養を実施していた。
 - ・その事実について、管理者は虚偽の答弁を繰り返し、また、従業者に対し虚偽の報告をするよう指示した。
- (2) 人格尊重義務違反（介護保険法第 77 条第 1 項第 5 号及び第 10 号）
 - ・車いす利用者に対し、長時間にわたり（午前 4 時から午後 8 時まで）拘束ベルトにより拘束し、また、夜間入眠しない一部利用者には睡眠剤を服用させ、就眠しない利用者は車いすに拘束したまま放置等していた。

【指定介護予防特定施設入居者生活介護】

法令違反（介護保険法第 115 条の 9 第 1 項第 9 号該当）

指定特定施設入居者生活介護事業所と一体的に運営されている指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、上記のとおり介護保険法第 77 条第 1 項第 5 号、第 10 号及び 11 号に該当する違反行為を行った。